

教育委員会定例会議事日程

令和2年7月6日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年「成人の日」を祝うつどいについて
- 3 請願等審査
受理番号5 2020年度中学校教科書採択に関する要望書
受理番号6 中学校教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第18号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
教委第19号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
- 5 その他

令和2年7月6日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○6/23 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託

○6/26 本会議（第2日）一般質問

○7/1 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和3年「成人の日」を祝うつどいについて

3 その他

教小企第2122号
令和2年6月29日

学校長
校長代理

教 育 長

段階的な教育活動における第三期への移行について（通知）

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」（令和2年5月26日初版、以降改訂あり。以下、「ガイドライン」という。）に基づき、6月1日から段階的に教育活動を再開しているところですが、6月15日より第二期へと移行し、通常学級での授業を開始して以降も、各学校での感染リスクを抑えるための取組により、市立学校の児童生徒や教職員に感染者が生じておりません。

また、6月28日時点で、市内、県内における新規陽性者数は微増の状態を継続しているものの、爆発的に増加している状況にないことから（別紙参照）、ガイドラインに基づき、次のとおり第三期へ移行することとします。

各学校では、移行に伴う準備を進めていただくとともに、保護者等への周知についてご配慮いただくようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等により、取扱いが変更になる場合があります。その場合は、改めて通知します。

1 第三期への移行【ガイドライン再掲】

（1）期間

7月1日（水）以降

（2）概要

ア 小学校、中学校、義務教育学校

小学校の給食を開始し、小学校、中学校ともに通常どおりの授業の開始

部活動、特設クラブ等の段階的な開始

夏季休業を8月3日から16日へ短縮（予定）

小学校給食：夏季休業前は7月22日まで、休業後は8月24日から実施予定

中学校昼食：小学校給食の期間に加え、休業前は7月31日まで、休業後は8月17日からも実施可能（学校の状況に応じて昼食を設定。）

イ 高等学校及び附属中学校

通常どおりの授業開始

※ 特別支援学校においては上記に関わらず、各学校の実情を踏まえた移行とします。

裏面あり

2 給食について

小学校の給食は、7月1日から開始します。

開始に際しては、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、実施していただくようお願いします。

3 部活動等について

中学校における部活動及び小学校における特設クラブは、7月1日から、活動日及び時間を短縮するなどして、段階的に開始することとします。

活動の開始にあたっては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた部活動等の再開に関して（通知）」（令和2年6月19日付教小企第1990号）に基づき、感染リスクを抑えたいうえでの活動とします。

4 長期休業期間について【ガイドライン抜粋】

これまでの休業を踏まえ、児童生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるための時間を確保すべく、夏季休業を8月3日から8月16日まで、冬季休業を12月27日から1月5日まで、学年末休業を3月27日から3月31日までとする方向で検討を行っています。

今後、取扱いが変更になる可能性がありますので、あくまでも「予定」という趣旨を踏まえたうえで、保護者等への周知にご配慮をお願いします。

担 当

（本通知に関すること）

小中学校企画課

671-3265

※ 移行に際しての間合せは、ガイドラインの記載項目に応じて、各所管課へお願いします。

市内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況等
(令和2年6月28日時点)

(1) 市内の発生状況 (市 Web ページ参照)

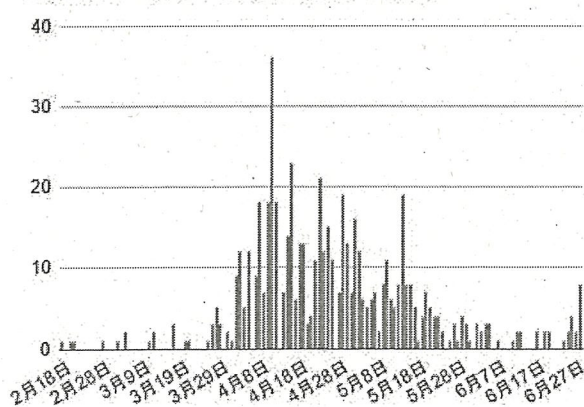
5月 (参考)								
日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	週計
人数	0	1	3	1	4	3	1	13
6月								
日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週計
人数	0	3	2	3	3	0	1	12
日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	週計
人数	0	0	0	1	2	2	0	5
日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週計
人数	0	0	2	0	2	2	0	6
日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	集計
人数	0	0	1	2	4	2	8	17

(2) 日別、累計の陽性患者数推移 (市 Web ページ抜粋)

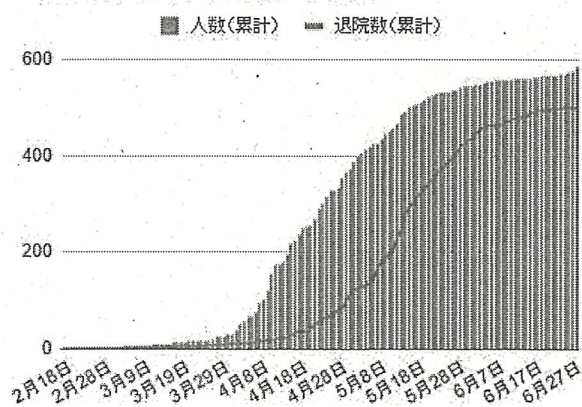
陽性患者の発生状況 (6月28日時点)

6月28日時点 陽性患者数 8 / 585人 [日別/累計]

陽性患者の発生状況(公表日別)



陽性患者の発生状況(累計)



教 高 第 348 号

令和 2 年 6 月 25 日

校 長

校長代理

高 校 教 育 課 長

横浜市立高校における部活動の再開について（通知）

部活動の再開につきましては、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン令和 2 年 5 月 26 日版」において、すでに提示されているところです。再開にあたっては、次のような対応をお願いします。

○長期にわたる活動休止の状況に鑑み、事前準備等を含め 6 月 29 日から平日週 4 日以内、1 日 2 時間以内で活動できるものとします。

ただし、時差通学期間中は、その時間内での活動をお願いします。

○対外試合及び土日祝日の活動については、7 月 11 日以降活動できるものとします。

○土日の活動については、どちらか 1 日を活動しない日とするとともに、1 日の活動時間を 3 時間程度とします。祝日の活動時間については、土日に準じます。

○朝練習及び校内外の合宿、泊をともなう練習等については、引き続き禁止とします。再開については、後日改めて連絡します。

【担 当】

高校教育課

小島 孝道

TEL 671-3272

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：60歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：小学校教員
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：6月24日（水）出勤。咳症状が始まる。帰宅後、発熱。
6月25日（木）微熱のため、自宅療養。
6月26日（金）平熱のため、出勤。
帰宅後、発熱したため医療機関受診。
6月27日（土）～28日（日）微熱症状あり。
6月29日（月）出勤。帰宅後発熱。
6月30日（火）風邪症状、倦怠感あり。自宅療養し、医療機関受診。PCR検査実施。
7月1日（水）PCR検査陽性。

(7) 当該教員の行動

日頃から児童の前ではマスクを着用していましたが、授業内容によっては、マスクを外して勤務することもありました。

(8) 濃厚接触者

区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、教職員4人と児童27人は濃厚接触者としてPCR検査と健康観察を実施します。

2 学校としての対応

7月2日（木）は、臨時休校とします。

7月3日（金）以降については、区福祉保健センターと協議して決定します。
学校の消毒については、区福祉保健センターの指示に基づき、実施しました。

3 市立学校教職員の感染状況（7月1日現在の累計）

1名

<参考>

市職員の感染状況（7月1日現在の累計）

9名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

（教職員に関すること）教育委員会事務局教職員労務課長 山下 隆幸 Tel 045-671-3227

（学校としての対応に関すること）健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

令和3年「成人の日」を祝うつどいについて

令和3年「成人の日」を祝うつどい（以下、成人式）については、通常開催に向け準備を進めてきましたが、現段階で新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立っていないこと、式典によって、感染拡大を引き起こす可能性が否定できないことから、例年の横浜アリーナでの式典を、特設サイト等を通じて、お祝いメッセージ動画等を配信するオンライン成人式に変更します。

開催方法の具体的な内容については、決まり次第改めて発表します。

1 オンライン成人式の概要（検討中）

○SNSを取り入れた特設サイトを開設し、お祝いメッセージ動画等を配信することなどを検討します。

【特設サイトに掲載予定のコンテンツ】

- ①市長・議長からのお祝いメッセージ動画
- ②横浜市にゆかりのある著名人からのお祝いメッセージ動画
- ③新成人や市民の皆様による写真やお祝いメッセージの投稿 など

○新成人には、個別に特設サイトのアドレス等を記載した案内状を郵送します。

※開催方法の具体的な内容は、横浜市「成人の日」記念行事実行委員会からアイデアをいただきながら検討します。

2 特設サイト開設日

令和3年1月11日（月・祝）

※開設期間については検討中です。

3 開催方法の具体的な内容の発表時期

令和2年12月中旬までに発表します。



受理番号 5

2020年5月8日

横浜市教育委員会教育長 鯉淵 信也様
教育委員の皆様

2020年度中学校教科書採択に関する要望書

西区教科書を考える会
代表 高橋 昭七
横浜市西区東久保町
連絡先・事務局 T/F

コロナウイルスによる休校など子どもたちにとっても厳しい社会状況の中でご苦労いただいていることに深く感謝申し上げます。

このような中、今年は中学校教科書の採択替えが行われると聞きますが、今年はコロナウイルス問題によって図書館などの公共施設が閉鎖され、これまでのように展示会が開かれるか私たちは心配しています。

教科書を選ぶにはとりわけ子どもたちを直接教える教員の意見が大切であり、私たち保護者・地域住民の意見も参考にさせていただきたいと願っています。

つきましては以下について要望いたします。

要望項目

1. 教科書展示場について、コロナウイルスの感染対策を十分にするために、展示場は数多く設置し、展示期間を長く設定してください。
2. 展示場内では、コロナウイルス感染予防としてアルコール消毒液や使い捨て手袋を置く、人が密にならない等の対策を工夫して実施してください。
3. 現場教員の意見を採択に十分反映できるよう教科書の見本を学校に置くというお計らいに感謝します。さらに教員の雑務を減らすよう学校に雑務要員を配置するなど、教員の多忙の解消策をとって教員が教科書の比較検討をする時間が十分とれるようにしてください。
4. 展示会での保護者・市民のアンケートは教科書内容等の市民の意見を採択に反映させるために大切です。これを尊重して採択の議論をしてください。
5. 採択に当たっては、「人権・平和・共生」等憲法の原則を重視し、偏狭なナショナリズムに導くような内容がないか十分留意してください。



受理番号 6

横浜市教育委員会 教育長 鯉淵信也さま

2020、5、10

教科書問題を考える港北の会

事務局長 尾形 幸

港北区新吉田東

私たちは、2009年に、市内8つの区で自由社の歴史教科書が採択されたことに、危惧を感じて会を立ち上げました。元教員や保護者の会です。

現在市立中学校の社会科（歴史、公民）で使用され続けている「育鵬社」版の教科書は、国際都市横浜の子どもたちが、学ぶにはふさわしくないとこれまで学習をしてきて、考えております。しかし、それ以前の問題があることが、このような教科書が採択されてきた要因であると思います。

それは、採択の公正性、透明性の問題です。そこで、以下のことを要請します。

- ① 教員に教科書を検討する機会を十分与え、教員の意見を集約して教科書を選んでほしい。これは国際的にはごく当たり前のことです。
- ② 教科書展示会などで、市民が教科書を見て意見が委員会に寄せられるようにし、市民意見も踏まえて採択をする。
- ③ 教科書採択に当たっては、広い会場を用意し希望者全員が膨張できるようにする。
- ④ 会議で決を採るときは、挙手または、記名投票にする。同数の場合は、協議で決めること。教育長決裁で行わない。

コロナ禍による休校が延長される中で、ご多忙とはおもいますがよろしくご検討ください。

教委第18号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月6日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

夏季休業等について、教育上特に必要があるときは、教育長は、休業日の期間を変更等することができるよう、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

第36条の3に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設定することができる。

第48条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項において準用する第4条第1項及び第1項ただし書の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項において準用する第4条第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後 (案)
<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。</p>	<p>(第1条から第3条まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで</p> <p>(7) 開港記念日 6月2日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、校長は、教育上及び学校運営上特に必要と認め、教育長の承認を受けた場合、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を延長することができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。</p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更することができる。</u></p>
<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p>	<p>(第4条の2から第36条の2まで 省略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 春季休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで</p>

(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで

(7) 開港記念日 6月2日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

3 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

4 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校

(6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで

(7) 開港記念日 6月2日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

(第36条の4から第47条の2まで 省略)

(準用)

第48条 第3条から第4条第1項まで、第4条の2、第4条の3、第6条から第8条まで、第13条の2から第14条の3まで、第15条から第17条まで(教務主任、学年主任及び保健主任に係るものに限る。)、第17条の2から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の規定は、特別支援学校について準用する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

3 第1項において準用する第4条第1項及び第1項ただし書の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項において準用する第4条第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

4 第10条から第13条までの規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部について準用する。

5 第15条から第17条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)の規定は、特別支援学校

<p>の中学部について準用する。</p> <p>5 第 15 条から第 17 条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第 38 条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。</p> <p>(第 49 条から第 59 条まで 省略)</p>	<p>の中学部について準用する。</p> <p><u>6</u> 第 15 条から第 17 条まで(生徒指導主任及び進路指導主任に係るものに限る。)及び第 38 条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。</p> <p>(第 49 条から第 59 条まで 省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>
--	---

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市立学校の休業によって、行うことができなくなってしまった授業を行うために、授業日を確保する必要があります。

現在、市立学校の休業日は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」（以下「規則」という。）により定められていますが、全市立学校で統一的に授業日を確保するために、規則を改正します。

2 改正の主な内容

規則では、小・中・義務教育学校の休業日が第4条に、高等学校の休業日が第36条の3に、特別支援学校の休業日が小・中・義務教育学校に準じるということが第48条に規定されています。今回の改正では、それぞれの規定に、教育上特に必要があるときは、教育長は、休業日*の期間を変更等することができる、という趣旨の規定を追加するものです。

※春季休業日（4月1日から同月4日まで）

夏季休業日（7月21日から8月26日まで）

冬季休業日（12月26日から翌年1月6日まで）

学年末休業日（3月26日から同月31日まで）

3 規則に係る意見公募

(1) 意見提出期間

令和2年6月8日から令和2年6月26日まで

(2) 提出意見数

1件（個人1名）

(3) 意見の概要

感染防止策と暑さ対策の実施

（規則改正に反対という趣旨の内容は含まれていません。）

(4) 対応状況

教育活動の再開や熱中症対策に係るガイドライン等を各学校に示し、対応を行っており、引き続き、感染防止と熱中症対策に努めていきます。

4 施行年月日

公布の日から施行

5 その他

規則改正を踏まえ、今年度は夏季休業を8月3日から8月16日まで、冬季休業を12月27日から1月5日まで、学年末休業を3月27日から3月31日までとする予定です。

教委第 19 号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 7 月 6 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

令和3年4月に神奈川区の池上小学校及び菅田小学校が統合し、菅田の丘小学校として開校することに伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 渕 信 也

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表菅田中学校の部を次のように改める。

菅田 中学校	菅田の丘小学校区域 羽沢小学校区域	菅田の 丘小学 校	神奈川区 三枚町 203 番地から 220 番地まで、 237 番地から 245 番地ま で、 254 番地から 26 6 番地まで、菅田町 1 番地から 348 番地 まで、 388 番地から 398 番地まで、 401 番地から 407 番地ま で、 409 番地、 414 番地から 424 番地ま で、 426 番地、 435 番地の 2、 436 番地 から 624 番地まで、 62 6 番地から 867 番地 の 2 まで、 867 番地 の 7 から 867 番地の 9 まで、 867 番地の 11 から 867 番地の 18 まで、 867 番地の 20 から 867 番地の 26 ま で、 867 番地の 29 か ら 867 番地の 33 まで 、 867 番地の 35 から 867 番地の 38 まで、
-----------	----------------------	-----------------	---

		<p>867 番地の 40、867 番地の 41、867 番地の 43、867 番地の 50 から 867 番地の 52 まで、867 番地の 95 から 867 番地の 210 まで、868 番地から 889 番地の 5 まで、889 番地の 7 から 1,587 番地まで、1,589 番地から 1,594 番地まで、1,596 番地から 2,886 番地まで、2,891 番地から 2,902 番地まで、2,911 番地から 2,926 番地まで、2,942 番地から 2,960 番地まで</p>
	<p>羽 沢 小 学 校</p>	<p>神奈川県 三枚町 221 番地から 236 番地まで、246 番地から 253 番地まで、267 番地から終りまで、菅田町 2,978 番地、2,979 番地、羽沢町 1 番地から 178 番地まで、181 番地の 1 から 181 番地の 3 まで、181 番地の 5 から 223 番地まで、476 番地から 490 番地まで、589 番地から 627 番地まで、643 番地から 649 番地まで、659 番地から終りまで、羽沢南一丁目 47 番 1 号</p>

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区 域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について

1 改正概要

令和3年4月に神奈川区の池上小学校及び菅田小学校が統合し、菅田の丘小学校として開校することに伴い、通学区域を設定します。

なお、通学区域については、地域や保護者、学校の代表者からなる「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の意見を反映させています。

2 規則施行期日

令和3年4月1日

3 統合校の位置及び予定通学区域図

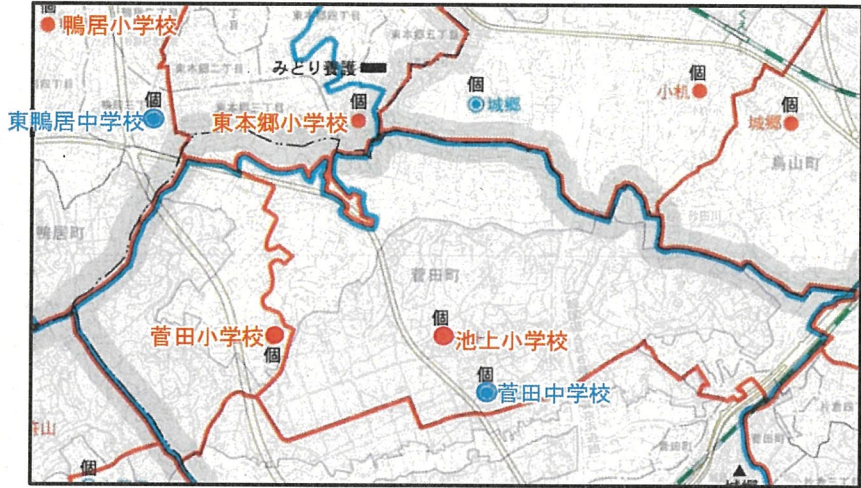
別紙1のとおり

4 意見書

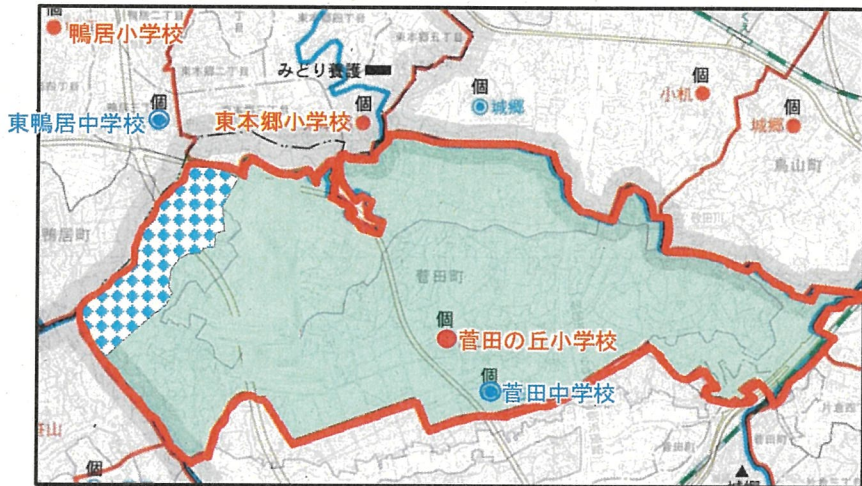
別紙2のとおり

菅田の丘小学校（統合校）位置及び予定通学区域図

統合前



統合後



- 【凡例】
- 小学校
 - 中学校
 - 小学校通学区域
 - 中学校通学区域
 - 統合校の通学区域
 - 東本郷小学校、鴨居小学校への就学について配慮する地区

■関係校の一般学級児童数・学級数の推計

学校名		R2	R3	R4	R5	R6	R7
池上小学校	児童数	316	339	310	313	317	304
	学級数	13	12	12	12	12	11
菅田小学校	児童数	204	213	189	177	165	162
	学級数	7	8	7	7	7	7
菅田の丘小学校	児童数	—	552	499	490	482	466
	学級数	—	18	16	16	16	15

※「R2」は令和2年5月1日時点の実数値。
 「R3」以降は令和元年度義務教育人口推計の推計値。

平成31年1月30日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「池上小学校・菅田小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会「池上小学校・菅田小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「池上小学校・菅田小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年11月24日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、6回にわたり「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

児童の教育環境の維持・向上を図るため、「池上小学校・菅田小学校」の2校を統合することが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合校として使用する学校施設及び用地は、現在の池上小学校が適当と考えます。

イ 統合の時期は、平成33年（2021年）4月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「菅田^{すげた}の丘^{おか}小学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

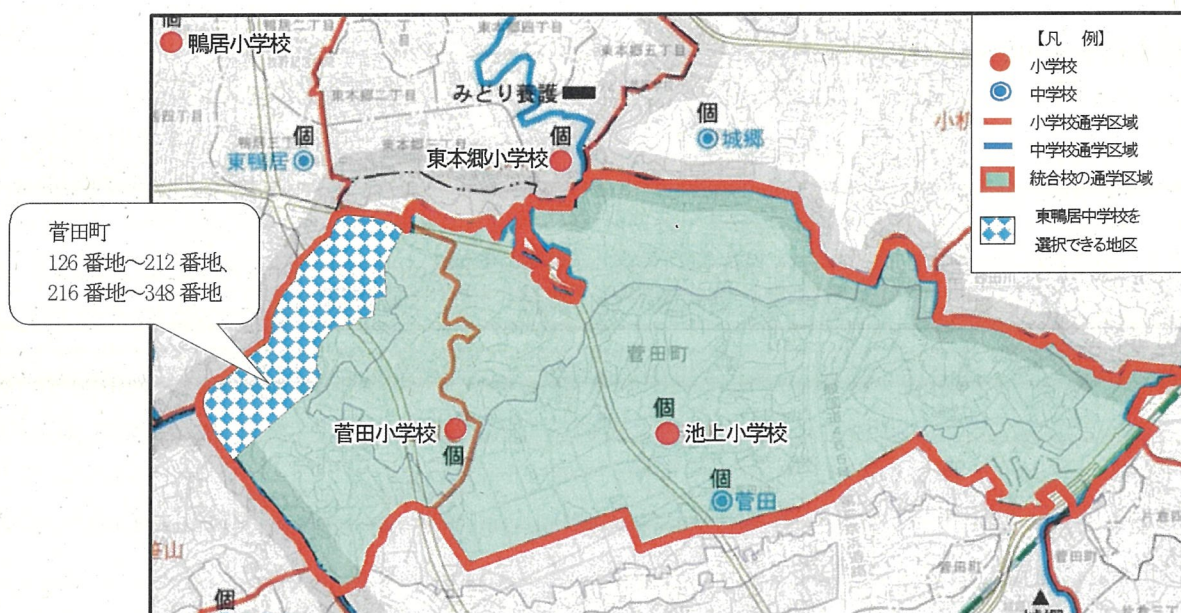
統合校の通学区域は、池上小学校と菅田小学校の通学区域を合わせた以下の区域とすることが適当と考えます。

なお、統合校の通学区域のうち東鴨居中学校を選択できる地区（菅田町126番地～212番地、216番地～348番地）については、個々の事情をよく確認したうえで、指定地区外就学許可制度を弾力的に運用し、東本郷小学校又は鴨居小学校への就学についても十分に配慮していただくようお願いいたします。

神奈川県

三枚町203番地から220番地まで、237番地から245番地まで、254番地から266番地まで、菅田町1番地から348番地まで、388番地から398番地まで、401番地から407番地まで、409番地、414番地から424番地まで、426番地、435番地の2、436番地から624番地まで、626番地から867番地の2まで、867番地の7から867番地の9まで、867番地の11から867番地の18まで、867番地の20から867番地の26まで、867番地の29から867番地の33まで、867番地の35から867番地の38まで、867番地の40、867番地の41、867番地の43、867番地の50から867番地の52まで、867番地の95から867番地の210まで、868番地から889番地の5まで、889番地の7から1,587番地まで、1,589番地から1,594番地まで、1,596番地から2,886番地まで、2,891番地から2,902番地まで、2,911番地から2,926番地まで、2,942番地から2,960番地まで

<通学区域図>



(5) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めるとともに、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行ができるようお願いします。
- (2) 統合校の良好な教育環境を確保するため、校舎の建替えや必要な施設整備を行うようお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、教職員の配置について配慮をお願いします。
- (4) 統合校には、これまで池上小学校、菅田小学校の両校が築いてきた歴史や伝統を引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。
- (5) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、地域の声を踏まえ、地域防災等の観点にも配慮した検討をしていただけるようお願いします。